

議案第 16 号

三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町介護保険条例（平成 12 年 3 月三宅町条例第 28 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 3 月 6 日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町介護保険条例の一部を改正する条例

三宅町介護保険条例（平成12年3月三宅町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、同項第1号中「32,400円」を「33,600円」に、同項第2号中「48,600円」を「50,400円」に、同項第3号中「48,600円」を「50,400円」同項第4号中「58,300円」を「60,500円」に、同項第5号中「64,800円」を「67,200円」に、同項第6号中「77,700円」を「80,600円」に、同項第7号中「84,200円」を「87,400円」に、同項第8号中「97,200円」を「100,800円」に、同項第9号中「110,200円」を「114,200円」に改める。

同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,200円」を「30,300円」に改める。

第9条第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。

第13条第1項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の三宅町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

三宅町介護保険条例(平成12年条例第28号)新旧対照表

改正後（案）	現行
(保険料率) 第2条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率</u>は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,400円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,400円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>60,500円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>67,200円</u> (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>80,600円</u> (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>87,400円</u> (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>100,800円</u> (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>114,200円</u> 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>30,300円</u>とする。	(保険料率) 第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率</u>は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,600円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>58,300円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u> (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>77,700円</u> (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>84,200円</u> (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>97,200円</u> (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>110,200円</u> 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率</u>は、同号の規定にかかわらず、<u>29,200円</u>とする。

改正後（案）	現行
(保険料の減免) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 (1) 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (5) <u>第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。</u>	(保険料の減免) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 (1) 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

改正後（案）	現行
第13条 三宅町は、被保険者、<u>被保険者の配偶者若しくは被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 第2条 改正後の三宅町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、<u>なお従前の例による。</u>	第13条 三宅町は、被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

